

「とやま農業・農村サポーター活動支援事業」実施要領

1 事業の目的

中山間地域では、過疎化・高齢化等により集落機能が低下し、農地などの地域資源の維持・管理や集落・地域固有の文化・風習の伝承が困難な状況となってきた。

このため、県指定・交流地域活性化センターNPO 法人グリーンツーリズムとやま（以下「NPO 法人グリーンツーリズムとやま」という。）は、農業・農村ボランティア活動の受け入れを希望する中山間地域の集落等において、都市住民等が行うボランティア活動を支援し、中山間地域の活性化を推進する。

2 事業の構成員

(1) 「とやま農業・農村サポーター」

農業・農村ボランティア活動を希望する県内外NPO、任意団体、大学、都市住民や企業等

(2) 「受入地域」

中山間地域の集落であって、(1)の「とやま農業・農村サポーター」による農業・農村ボランティア活動の受け入れを希望する県内の集落・組織・グループ

(3) 「事務局」

NPO 法人グリーンツーリズムとやまに置く

3 事業の活動内容

「とやま農業・農村サポーター活動支援事業」の活動内容は、中山間地域の「受入地域」から依頼のあった活動とし、その内容は、次に掲げるもの（個人の営利を目的としたものを除く。）とする。

なお、活動は、原則として、無償で行うものとする。

- ・農作業（田植え・稲刈り・収穫作業など）
- ・農業用水の清掃や草刈り
- ・除雪の手伝い
- ・鳥獣害防止柵の整備
- ・伝統行事（祭りなど）の手伝い
- ・中山間地域の住民との交流活動
- ・その他、中山間地域の活性化につながる活動

4 参加資格

中山間地域での農業・農村ボランティア活動に参加できる18歳以上75歳以下の健康な方。

※特別な技能は必要ありません。

5 登録方法

「とやま農業・農村サポーター」又は「受入地域」の登録を希望するものは、別紙登録申込書に必要事項を記入の上、下記までメール又はファクシミリで申し込む。

6 登録・問い合わせ先

NPO 法人グリーンツーリズムとやま

「とやま農業・農村サポーター活動支援事業」担当宛

〒930-0094

富山県富山市安住町 3-14 富山県建設会館 4 F

TEL 076-482-3161

FAX 076-482-3635

E-mail info@gt-toyama.net

7 登録から協働活動実施までの流れ

(1) 「とやま農業・農村サポーター」

①登録

要領に基づき、「とやま農業・農村サポーター登録申込書」を事務局に提出する。

②支援活動参加の申し込み

「とやま農業・農村サポーター」には、「受入地域」から支援依頼がある度に、事務局から作業日程、内容等についてメールで情報提供し、「とやま農業・農村サポーター」は参加の可否を回答して、参加を申し込むものとする。

③農業・農村ボランティア活動参加者の決定

参加申し込みのあった「とやま農業・農村サポーター」の情報を「受入地域」に伝達し、参加者を決定するものとする。

なお、先着申し込み順で参加者を決定する場合や、参加者決定の案内が参加申し込み後に「受入地域」から直接連絡が行く場合もある。

④保険への加入手続き

事務局において、ボランティア傷害保険の加入手続きを行う。

⑤ボランティア活動の実施

参加決定した「とやま農業・農村サポーター」は、原則として、現地に集合して「受入地域」の活動に参加し、作業終了後は、現地解散するものとする。

(2) 「受入地域」

①登録

要領に基づき、「受入地域登録申込書」を事務局に提出する。

②募集開始までの手続き等

「とやま農業・農村サポーター」の募集申込書を、活動希望時期の概ね1ヶ月前までに事務局に提出する。その内容を受け、事務局が参加者を募集する。

③農業・農村ボランティア活動参加者の決定

活動への参加は、「とやま農業・農村サポーター」の自主的な判断により決定

するものとする。

なお、希望人数が必ず集まることは保証しない。

8 事業の運営

この事業は、NPO法人グリーンツーリズムとやまが事務局を運営するものとし、その業務内容については、次のとおりとする。

- (1) 「とやま農業・農村サポーター」及び「受入地域」の募集及び登録並びに「とやま農業・農村サポーター」及び「受入地域」に対する情報提供
- (2) 中山間地域の集落における集落活動等に関する情報収集及びボランティア活動の募集
- (3) 「とやま農業・農村サポーター」と「受入地域」のマッチング支援
- (4) 「とやま農業・農村サポーター」活動のPR

9 活動経費の負担

- ・「とやま農業・農村サポーター」に登録し、協働作業を行う参加者に対して、ボランティア傷害保険の加入を行う。保険の加入手続きは事務局が行い、事務局が保険料を負担する。
- ・無償の活動のため、日当等は支給されない。
- ・「とやま農業・農村サポーター」の交通費、食費は、原則として、自己負担となる。ただし、「受入地域」で準備する場合は、この限りでない。
- ・農作業に必要な小道具等（帽子・軍手・長靴・雨具 等）については「とやま農業・農村サポーター」が原則として準備するものとし、それ以外は「受入地域」が準備する。

10 個人情報等の取り扱い

登録した個人情報（氏名、住所、連絡先、メールアドレス等）は、事務局が管理を行い、活動の案内等の連絡調整などに使用し、事業以外の目的では使用しないものとする。

なお、必要に応じて、予め了解の上、「受入地域」に、「とやま農業・農村サポーター」の情報を提供する場合がある。

11 その他

この要領に定めるもののほか、「とやま農業・農村サポーター活動支援事業」の実施に関し必要な事項は、NPO法人グリーンツーリズムとやまが定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。